ふじがおか見付デイサービス 事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 富士ヶ丘サービス株式会社(以下、「事業者」という。)が行う指定通所介護及び第1号通所事業の事業(以下、「事業」という。)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員及び介護職員等の従業者(以下、「従業者」という。)が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者(以下、「利用者」という。)の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、利用者に対し適正な事業を提供することを目的とします。

(運営の方針)

第2条 指定通所介護においては、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

第1号通所事業においては、要支援状態の利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を 営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の 回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

- 2 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 指定通所介護においては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設 定し、計画的に行うものとする。

第1号通所事業においては、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

- 4 市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス 事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 6 指定通所介護の提供にあたっては、介護保険法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報 その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 7 指定通所介護〔第1号通所事業〕の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者や介護予防支援事業者等へ情報の提供を行う。
- 8 前7項のほか、「磐田市介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める規則」(平成29年3月29日規則第11号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとします。

- 一 名 称 ふじがおか見付デイサービス
- 二 所在地 静岡県磐田市見付 2337 番地 1

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとします。

一 管理者1人

管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、 法令等において規定されている事業の実施に関し、従業者に対し遵守すべき事項について の指揮命令を行います。

二 生活相談員 1人以上

生活相談員は、事業所に対する指定通所介護及び第1号通所事業の利用の申し込みに係る調整、他の従業者に対する相談助言及び技術指導を行い、又は他の従業者と協力して通 所介護計画及び第1号通所事業介護計画の作成等を行います。

三 看護職員 1人以上

看護職員は、各利用者の健康管理及び心身状態の把握を行います。

四 介護職員 4人以上

介護職員は、入浴介助等の日常生活上必要な介護を行います。

五 機能訓練指導員 1人以上

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行います。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとします。

- 一 営業日 月曜日から日曜日までとします。(1月1日~3日を除く。)
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとします。
- 三 サービス提供時間 午前9時15分から午後4時20分までとします。
- 四 延長サービス可能時間提供前午前8時30分から午前9時15分提供後午後4時20分から午後6時

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は25名とします。

(内容)

第7条 指定通所介護及び第1号通所事業の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとします。

- (1) 日常生活上の援助
- (2) 健康状態のチェック
- (3) 機能訓練の提供
- (4) 入浴サービスの提供
- (5) 食事サービスの提供

- (6) 送迎サービスの提供
- (7) 延長サービスの提供
- (8) 生活相談・助言の提供
- (9) その他指定通所介護及び第1号通所事業において必要と認められるもの

(利用料等)

第8条 指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定 代理受領サービスであるときは、その1割、2割もしくは3割の支払いを受けるものとします。

- 2 第1号通所事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額(月単位)とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割もしくは3割の支払いを受けるもの額とします。
- 3 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて送迎を行った場合は、通常の事業の実施地域を越えた 地点から片道 300 円を徴収します。
- 4 食事の提供に要する費用については、1 食あたり 580 円を徴収します。
- 5 おやつ代については、1 食あたり 100 円を徴収します。
- 6 入浴用品代 (バスタオル・フェイスタオル) については、1 回あたり 120 円を徴収します。ただし、 希望者のみとします。
- 7 おむつ代については1枚あたり100円、パット代については1枚あたり80円を徴収します。
- 8 その他、事業において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用 については実費を徴収します。
- 9 利用料等の支払を受けたときは、利用料とその他の費用(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付します。
- 10 事業の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の費用の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとします。
- 11 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとします。
- 12 法定代理受領サービスに該当しないサービスに係る利用料の支払いを受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付します。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、磐田市、袋井市とします。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、サービス提供を受ける際には医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を従業者と確認し、心身の状況に応じた適切なサービスを受けることができるよう留意するものとします。

(衛生管理等)

- 第11条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(緊急時等における対応方法)

- 第12条 従業者は、指定通所介護 [第1号通所事業] の提供を行っているときに利用者に病状の急変、 その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告 する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、利用者に対する指定通所介護〔第1号通所事業〕の提供により事故が発生した場合は、 市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置 を講ずるものとする。
- 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置の状況について記録をするものとする。
- 4 事業所は、利用者に対する指定通所介護〔第1号通所事業〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

- 第13条 事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者へ周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとします。
- 2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(苦情処理)

- 第14条 事業所は、指定通所介護〔第1号通所事業〕の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、提供した指定通所介護に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 事業所は、提供した第1号通所事業に関し、介護保険法第115条の45の7の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 事業所は、提供した指定通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

- 第15条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第16条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずる ものとする。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(業務継続計画の策定等)

- 第17条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護〔第1号通所 事業〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下 「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(地域との連携等)

- 第18条 事業所は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。
- 2 事業所は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定通所介護を提供する

場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定通所介護の提供を行うよう努めるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

- 第19条 事業者は、従業者の資質向上を図るため定期的に研修の機会を設け、勤務体制の整備に努めます。
- 2 従業者及び従業者であった者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。
- 3 事業者は、利用者からの苦情等に対応する窓口を設置し、事業に関する利用者の苦情等に対し迅速に対応します。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、事業者と事業者の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

附則

- この規程は、平成26年7月15日から施行する。
- この規程は、平成28年2月11日から改変する。
- この規定は、平成29年7月1日から改変する。
- この規程は、平成29年7月1日から改変する。
- この規定は、平成30年4月1日から改変する。
- この規定は、令和1年10月1日から改変する。
- この規定は、令和2年10月1日から改変する。
- この規定は、令和4年5月1日から改変する。
- この規定は、令和5年6月1日から改変する。
- この規定は、令和5年12月1日から改変する。